大規模災害査定方針第12(1) に基づく現地調査

財務省•農林水産省•国土交通省

大規模災害査定方針第12(1)

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説(国交省版) 抜粋

第十二. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

- 第十二 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。
- (一) 第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (二) 第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあってはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (三) 第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあっては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあってはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (四) 第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。
- 1)追跡調査は、国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2)第十二(一)事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
- 机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、<u>国土交通省が現地調査</u>を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
- なお、<u>現地調査</u>は、机上査定終了後の原則工事着手までの<u>現地調査</u>可能な時期に実施します。 ただし、査定前着工を妨げるものではありません。

平成29年災における『現地調査』について

○ 平成29年災については、「大規模災害査定方針」策定後初めての現地調査となることから、本省間において下記のとおり実施。

〔実施概要〕

・調査対象:対象は原則、「大規模査定方針 第5」を適用した査定。

農水省:梅雨前線豪雨、台風18号及び21号

国交省:梅雨前線豪雨

対象区域:梅雨前線豪雨による被害が甚大であった(平成29年7月九州北部豪雨)福岡県及び大分県の各施設。

農水省(農地・農業用施設):福岡県1箇所 国交省(公共土木施設):福岡県1箇所、大分県1箇所

- ▶調 査 日:平成30年 3月13日(火)
- •その他:対象区域のサンプルチェックの条件は、原則工事着工前。

サンプルチェック実施状況(1)

地区番号及び地区名 : 26-8013 火の谷

事業主体 : 朝倉市

施行位置 : 朝倉市城27

申請工種 : ため池

申請金額 : 8,755千円

採択事項 : 第13号(1)条項





サンプルチェック実施状況②

査定番号及び河川路線等名 : 29災第300号 松末小学校雨量観測局

事業主体 : 福岡県

施工位置 : 朝倉市杷木星丸地内

申請金額 : 10,456千円 採択条項 : 第2・3・(二)・イ











サンプルチェック実施状況③

査定番号及び河川路線等名 : 29災第280号 一級河川 鶴河内川

事業主体 : 大分県

施工位置 : 日田市大字河内地内

申請金額: 6,817千円

採択条項 : 第2・2・(一)・イ



サンプルチェック実施結果く農水省>

箇所の確認		
C種名、均区番号・箇所番号の確認	特配機	特記有
	_	
用除外事項の確認 計価等の写真と明地状況との対比	特記機	特尼和
。 日は異年天防男皇によるものではない日吉 (高年以)	V	
維持工事とみるべきもの	V	
製だしく維持管理の異様を企ったことに暴囚してまじたものと認められる収表	V	
上査定内容の確認		
事業の戦略、状況、原因の確認	特記號	特記者
 被災の投資、純点の確認 	*	
 ・ 植見の状況 (死亡体) の確認 	V	
- 被災の機器・メカニズムの確認	4	
衛日工法の機関	55 E2 SK	神紀有
・ 種目工法が、際贷のメカニズムを過まえたものとなっているか。	V	
・ 復日工活が、過大なものとなっていないか。・ または、過かなものとなっていないか。	V	
・超資料の検討において比較工法が開始状況を ・超まえたものとなっているか。	1	
・ 個日工法が、研究的かつ安全に施工できるも のとなっているが、	V	
 御野工法が、二重対策となっていないか。 	1	
・個日工活が、同性境界を基準ス製目収得器と なっているか。	1	
を設工法の推奨 を設工法が、復担工法及び現金状況を結まえ 。 回貨をものとなっているか。	HER	特記有
その他		
	1	
上査定の結果の判断		
	差当	
平成 30年 3月13	В	
THE CONTRACTOR		4. 8
*	- 35	省、元,

サンプルチェック実施結果く国交省>

申請者/河川・路線等名		県 / 松末小学校両量観測局		中請者/	河川·路線等名		分県 / 一級河川 鶴河内川		
工事番号	: 29年	災第300号	工事番号				; 第280号		
箇所の確認			<u> </u>	1 申請箇所の確認					
・ 河川・路線等名、工事番号の確認	井紀巻	特起有		- 河川・8	B線等名、工事番号の確認	V	特配者		
除外事項の確認				2 適用除外事項4					
等の写真と関係状況との別比 - 当回資質大地研察によるものではない質素 (選挙以)	特記帳	特記者		申請符の写真と	提続状況との対比 接続象によるものではない次書	特別領	特別有		
・ 維持工事とみるべきもの (のみ切)	17				(あるべきもの (のみ後)	1			
 裏にしく維持管理の概括を担うたことに係 関して生じたものと認められる反響 	/			- BEUCE	持管限の展開を絞ったことに基 だものと間かられる災害	7			
査定内容の確認			1	3 机上音定内容(NAMES.				
事業の範囲、状況、原因の確認 ・ 初決の配点、終点の確認	特記無	9/26	=		状況、原因の確認 3、終済の確認	物記帳	特紀有		
	V.			- economi	a. Microwelle	Ľ√1			
- 被災の状況 (死に体) の確認	V	at at		被災の状	(死に体)の推算	1			
被以の報告・メカニズムの推議	/			 美以の報 	・メカニズムの確認	1			
書り上述の検送器日工法が、最初のメカニスムを確認えた ものとなっているか。	が記事	粉之有		② 復日工法の ・ 変目工法: らのとな	連盟 5、被災のメカニズムを選まえた っているか。	協配額	特配相		
・ 衛用工法が、選大なものとなっていない	V				た。 最大な中のとなっていない	1			
・ 経済性の検討におって比較工法が、損害状況を聴まえたものとなっているか。	V			・ 経済性の 交を確定	間において比較工法が、情報状 次ものとなっているか。	1			
 関目工法が、資素的かつ安全に施工できる ものとなっているか。 	V	(1911) <u>*</u>		##128	7. 最後的かつ安全に第三できる っているか。	V			
 ・ 面目工法が、二重対策となっていないが。 	1				 二重可面となっていないが、 	V			
 撤日工法が、用地通再を延まえ契当なもの となっているか。 	1NE7.98	tac si	2	Tre95		1/1			
を授工法の措施 ・ 総役工法が、者由工法及び開発は別を開き え音当なものとなっているか	18E58	19570			確認 が、使用工法なび規模状況を指求 5のとなっているか	MEM	特記有		
************************************	彦 (無	5篇)		(A) 工戶	包点例《施工》已经	人发表对	₹,		
査定の結果の判断				4 机上査定の総	(の判断				
加上査定の利	果内	是当		The state of the s	上查定。結果	17.8当	2'33		
##30#3 H/3 II		4.5	in general section of the section of	- ##3	р ≠ З я /З п		2.0		
災害查定官(検査官)	· j	町 博之			災害査定官(核査官)	四	博 之		

平成30年災からの現地調査実施計画

- 今回の実施結果を踏まえ、平成30年災からの現地調査については 以下のように実施する。
- 調査対象となる災害は、原則、「大規模災害査定方針」が適用された 災害とする。
- 〇 調査対象は、
 - ① 農地・農業用施設(農水省農村振興局所管施設)及び公共土木施設(国交省水・国局所管施設)については、各農政局・地方整備局単位で対象災害毎に複数箇所
 - ② 上記以外の施設(林道・治山施設、漁港・漁業用施設、都市施設、 港湾施設等)については、対象災害毎に複数箇所とする。
- 〇 対象箇所は本省間において決定し、現地調査(立会)は、第4四半期 を目安に、各財務局・農政局・地方整備局が、現地調査チェックリスト を基に実施。
 - ※ 但し、上記②の施設は、本省査定官等及び財務局立会官で実施。

平成30年災からの現地調査実施計画

○ 想定されるスケジュールは下記のとおり。

<1月末>

机上査定上限引き上げ箇所リストから、現地調査箇所について、本省間で抽出

<2月以降>

- 現地調査は、対象となる災害及び主務省の各局所管ごとに実施
- 日程については、申請者より事前に災害査定官(検査官)及び財務 局立会官に報告し設定
 - 注)現地調査時期については、積雪等の事情により別途調整。

<3月以降>

- 主務省の各局所管において、チェックリストの結果とりまとめ・評価
- 大規模査定方針へのフィードバックに関する本省間調整